

「がれき類の自ら利用に関する指導指針」の解説

令和2年4月

大阪府・大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市

がれき類の自ら利用に関する指導指針の解説

本書では、指針のそれぞれの条文を枠内に掲げ、その下に解説を記載しています。なお、大阪府（次の9市の区域を除く区域を所管）、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市においては、それぞれ同じ内容の指針を策定しておりますが、この解説では大阪府の指針を代表して掲載しております。従って、各市の区域における建設工事については、各条文を必要に応じてそれぞれの市に対応する内容に読み替えてください。

（例）知事 → ○○市長、府の区域 → ○○市の区域

（趣旨）

第1条

本指針は、大阪府の区域（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条第1項に掲げる市（以下「政令市」という。）の区域を除く。）の建設工事から生じる建設廃棄物を占有者（元請業者及び元請業者が再生処理し、再生材としての品質を満足するものを引き渡した注文者）自らが大阪府の区域において再生利用すること（以下「自ら利用」という。）について、その利用の条件等を定めるものである。なお、政令市が本指針と同等の指針を制定している場合であって、建設廃棄物の排出、再生処理及び再生利用の一部がそれらの区域で行われるときは、当該行為については、当該市指針が適用される。

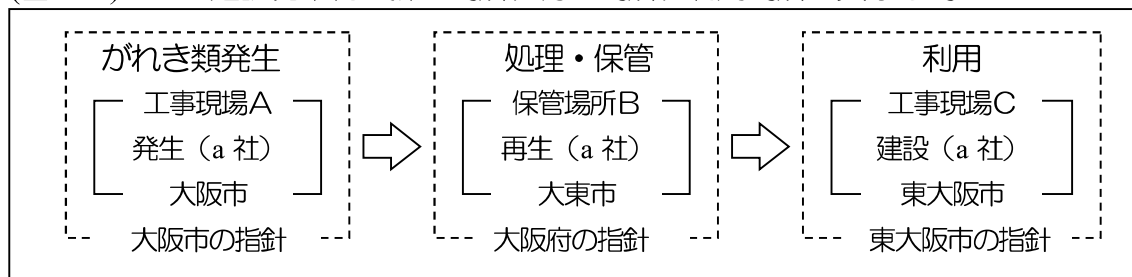
【解説】

（1）定義

この指針で用いる用語の定義は、「建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」（平成20年大阪府告示第21号）第2条による他、次のとおりとする。

- 1) 「再生処理」とは、建設工事で生じた廃棄物を建設資材に加工・処理することをいう。
- 2) 「占有者」とは、建設工事から生じた建設廃棄物の処理責任を有する者として、当該工事の元請業者(排出事業者)が該当する。又、元請業者が再生処理し、再生材としての品質を満足するものを注文者に引き渡した場合は、管理責任を有する者として注文者が該当する。
- 3) 「自ら利用」とは、元請業者が受注した建設工事が実施される場所(工事現場)において、元請業者が自ら再生処理を行い、得られた物を当該工事現場及び大阪府の区域（政令市の区域を除く。）の工事現場で利用することをいう。なお、次の事例（図-1参照）のように、建設廃棄物の排出、再生処理及び再生利用の一部が大阪府内の政令市の区域である場合は、それぞれの場所において、当該市の指針が適用される。又、排出から利用までの間、大阪府及び当該市の指針に適合しない場合は、自ら利用は認められない。

(図－1) 建設廃棄物の排出場所、再生場所、利用場所が異なる場合

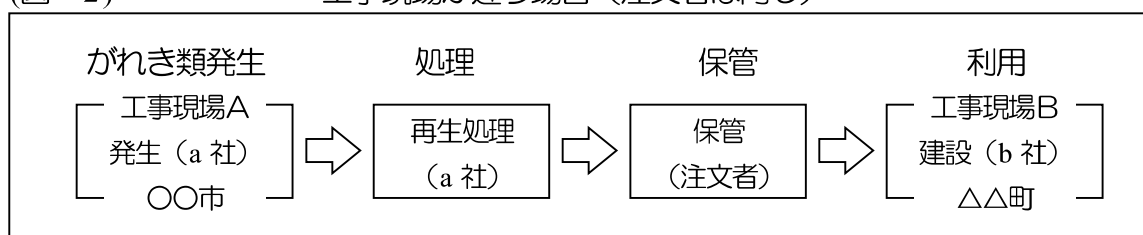


なお、次の事例のように注文者が同じ場合で、発生工事現場と利用工事現場が違う場合や再生処理を行う元請業者と利用する元請業者が異なる場合も、自ら利用として扱うものとする。

① 注文者が同じ工事現場間の利用（図－2 参照）

工事現場間（元請業者が異なる場合。）において、発生現場外での再生材の利用を認めることを意味するが、再生材等の管理は、注文者の責任のもとで実施する必要がある。

(図－2) 工事現場が違う場合（注文者は同じ）



備考1;再生材は、注文者の占有物として扱う。

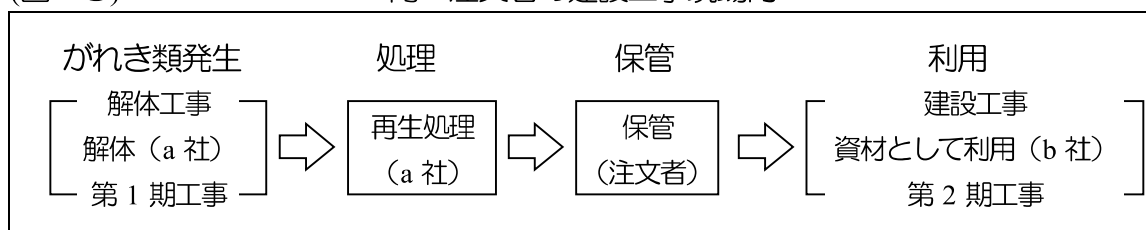
2;B現場の廃棄物を元請a社が再生処理することはできない。

② 建設工事現場において、元請業者が異なるときの利用(図－3参照)

これは、同一工事現場において施工時期が異なる工事(例;解体、建築)を異なる建設業者に注文する事例である。

例えば、解体工事をa社に注文し、その後に当該工事現場内に建築物を建設(元請業者b社)するケースを想定すると、a社ががれき類を再生処理し、注文者が再生材の保管を行い、b社が資材として利用する場合が該当し、再生材等の管理は、注文者の責任のもとで実施する必要がある。

(図－3) 同一注文者の建設工事現場内



(2) 趣旨

建設廃棄物のリサイクルを促進する方法の一つとして、発生した建設廃棄物を再生処理し、得られた建設資材を当該工事現場等で利用する方法がある。

しかしながら、再生利用の形態によっては、その利用が廃棄物処理法の埋立基準に抵触するケースが生じる。

本指針は、建設廃棄物（がれき類に限る。）を「廃棄物」のまま利用するのではなく、資材として占有者が自ら利用するための条件を整理したものである。

なお、購入したクラッシャーラン等の再生材は、廃棄物でなく有価物であるので、本指針は適用されない。

(参考) 廃棄物処理法の適用について

廃棄物処理法では、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となったもの」を廃棄物と定義し、廃棄物は法基準にそって適正処理することとしている。

廃棄物に該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に勘案して判断するものとされている。

又、「占有者が自ら利用」とは、発生した廃棄物を他人に有償売却できる性状まで加工することによって得られた物を自らが利用することであり、「がれき類の自ら利用」と称して土地造成を行っていても、それが廃棄物である限り、廃棄物処理法が適用されることに留意しなければならない。

ちなみに、平成9年12月からは、改正法の施行に伴って建設廃棄物を含む全ての産業廃棄物は、規模に関わらず最終処分場として許可を受けた場所以外での埋立処分が禁止されており、再生処理せずに埋め戻しを行う行為は、法に抵触することを理解しておくことが必要である。

(対象とする建設廃棄物)

第2条

この指針において対象とする建設廃棄物は、コンクリートがら及びアスファルトがら(以下「がれき類」という。)とする。

【解説】

本指針では、工事現場で処理することにより確実に資材化でき、かつその利用において生活環境の保全上支障が生じる可能性が少ないものとして、コンクリートがら及びアスファルトがらを対象とした。

ただし、有害物質に汚染されているものは、利用対象とせず、適正に処分する必要がある。有害物質に汚染されているとは、土壌環境に影響する場合等が考えられる。

なお、建設廃棄物のうち建設汚泥（掘削工事に伴って生じる汚泥をいう。）の自ら利用に関しては、大阪府建設汚泥の自ら利用に関する指導指針によること。

(自ら利用に関する条件)

第3条

がれき類を自ら利用する場合には、第1号に定める範囲において第2号に定める条件でなければならない。

(1) 自ら利用の範囲

がれき類を再生処理して得られた物の利用範囲は、土木構造物等の工作物及び建築物の基礎、土木構造物の裏込材等工作物と一体的に使用する箇所に限ること。

(2) 自ら利用の条件

① 注文者は、特記仕様書等の契約図書に再生処理の方法及びその数量・利用期間・用途・使用箇所及びその数量・再生材の規格を明示するとともに、再生材の品質等を確認すること。

② 元請業者は、工事現場内で、がれき類を①で示された規格に適合する強度・性状が得られるよう自らが再生処理すること。

③ 元請業者は、破砕等再生処理に際して、廃棄物の飛散・流出がないよう及び騒音、振動又は悪臭等によって周辺の生活環境の保全上支障が生じないよう適切な措置を講じて実施すること。

④ 元請業者は、工事前に①に示された内容を具体的な利用計画書として作成し、注文者に報告するとともに、工事完了後にその実績を利用実績書として作成し、注文者に報告すること。なお、利用計画書及び利用実績報告書は注文者と元請業者において当該利用工事完了後最低5年間保存すること。

【解説】

自ら利用とは、資材として有用なものを自ら利用する形態であるので、売り買いする行為が介在しないため第三者から見て、当該行為が廃棄物の利用なのか資材としての活用なのか判然としない。

従って、自ら利用においては、注文者の適切な管理が必要であるとともに、当該利用物が廃棄物でなく有用物であること、又利用方法が処分行為ではなく資材としての利用であること、この2つの要件が成立する必要がある。

この要件を客観的に示す必要があることから、自ら利用の条件を規定したものである。

(1) 自ら利用の範囲

再生材による土地造成や埋め戻しは原則禁止(廃棄物の処分行為)することとし、

①道路路盤、建築物の基礎等工作物本体への利用と②構造物の裏込め等工作物と一体的な箇所に利用するものに限定した。

なお、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別暫定品質基準」(国官技第379号、平成28年3月31日)(以下「国交省・品質基準」という。)

の再生クラッシャーラン(RC-40、30、20)及び再生粒度調整碎石(RM-40、30、25)の品質まで加工した物等を利用する場合には、新材(碎石)の代替資材として工作物本体等への利用の外、敷き均し等に利用することは可能であるが、必然性のない

埋設や敷き均し等は処分とみなされるため、留意する必要がある。

（不適正な事例：土地造成、池の埋め立て、地下工作物の除去後の埋め戻し、残土処分場での埋め立て等）

（2）自ら利用の条件

- ① 建設資材として利用する際には、工事の計画段階においてあらかじめ、使用箇所を想定し、強度・形状等の性能を満たしたものでなければならず、注文者は、工事仕様書等に再生処理の方法及びその数量・利用期間・用途・使用箇所及びその数量・再生材の規格を明示することが必要である。又再生材が仕様書に示された規格を満足していることを確認すること。

なお、規格については、国交省・品質基準等で定める再生クラッシャーランの品質基準等があるが、公共発注機関において規格化されたものも含むものとする。

ここでは、利用用途によって必要な大きさ、強度等が異なるので、一律の規格を掲げないものの、再生材は販売できる品質まで加工すること。

- ② 元請業者は、仕様書等に基づき注文者の指示監督の下に、適正な再生処理及び再生材の利用をすること。

なお、再生処理は元請業者が自ら行う必要があり（産業廃棄物処理業者に処理委託する場合は本指針の対象外）、産業廃棄物処理業の許可のない他人に処理を任せることは、法違反となる。

又、余剰の再生材を有償売却以外の方法で他人に譲渡する行為も、廃棄物の処理委託とみなされる。

- ③ 破碎等の再生処理の過程で、騒音・振動等によって周辺の生活環境に影響を与えないよう、事前にその防止対策を実施しておくこと。

又、再生利用のための処理であっても廃棄物処理法が適用されるので、処理基準及び保管基準にそって適正な処理・保管をしなければならない。（次表を参照）

（表） 法の適用範囲と基準

手順	作業内容	発生物	法の扱い	管理主体/ 管理方法
1	解体	コンクリート塊等	産業廃棄物（がれき類）の発生	元請業者/廃棄物として管理
2	場内一時保管	〃	産業廃棄物の保管	〃
3	破碎等の加工		産業廃棄物の自社中間処理	
4	再生材の保管	再生材	資材の保管	元請業者又は注文者/資材としての利用
5	利用工事	当該利用工事の資材規格に適合するもの		

備考 網掛け部分は廃棄物処理法が適用される。

- ④ 利用計画書は工事前に、利用実績書は工事完了後に作成し注文者に報告するとともに注文者及び元請業者において保存すること。なお、元請業者が自ら利用し、発生工事注文者と利用工事注文者が違う場合は、利用計画書を工事前に発生工事注文者に、利用実績書は工事完了後に利用工事注文者に報告すること。

ア 記載項目

【注文者が同じ場合】

- 利用計画書(実績書)の記載項目は次のとおりとする。

- ・工事名、所在地、注文者及び元請業者名
- ・がれき類の発生量
- ・再生処理の方法及びその数量
- ・利用期間
- ・用途
- ・使用箇所及びその数量
- ・再生材の規格

【注文者が違う場合】

- 利用計画書の記載項目は次のとおりとする。

- ・発生側工事名、所在地、注文者及び元請業者名
- ・がれき類の発生量
- ・再生処理の方法及びその数量
- ・利用期間
- ・用途
- ・使用箇所及びその数量
- ・再生材の規格

- 利用実績書の記載項目は次のとおりとする。

- ・利用側工事名、所在地、注文者及び元請業者名
- ・再生処理の方法及びその数量
- ・利用期間
- ・用途
- ・使用箇所及びその数量
- ・再生材の規格

イ 保存期間

利用計画書及び利用実績書は、注文者及び元請業者で利用工事完了後最低5年間保存すること。